

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各庁からの再検討要請に対する回答	15.各庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
030010	コミットメントライン債主法人要件の特例	C	-	特定融資特約に関する法律の債主の範囲の拡大については、以下の理由から特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(「みなし利息を含む」)の上限利率等を定めていること、本提案のように、その特例たる特定融資特約に関する法律の債主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和し、経済的弱者である中小株式会社等をその対象とすれば、中小株式会社等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」といふ)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となり、懸念な業者が手数料名目で合法的に高金利を徴求されるなど生ずるおそれがある。このため、平成11年の立法及び13年の同法の改正により、コミットメントライン契約の活用と経済的弱者の保護という両要素の調和を図るものとして、現在のような特例措置となっているものである。また、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることにかんがみれば、債主の範囲の限定の撤廃又は大幅な緩和を行うことについては慎重な検討が必要である。特定融資特約に関する法律の適用対象の拡大を特区に限定して認めることとしても、金融の性格上区域外への資金移動が可能であることから、結局区域内外を問わず全国に対象の拡大を認めたと同様の結果を招くものと考えられる。出資法は、健全な金融秩序の保持という観点から上限利率に違反する利息の受領等を罰則の対象としていること、金融秩序に関する基本的な刑罰法規であり、したがって、その適用は全国的に平等にされるべきであること、特区において特定融資特約に関する法律の債主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和すれば、特区外では罰則の対象となる出資法上の上限金利を超える手数料の受領行為が特区内ではその対象とならないこととなり、全国的に平等であるべき基本的な刑罰法規の適用について、極めて不平等な結果を生じおそれがある。	提案者は、コミットメントラインの上限利率の設定、貸主金融機関等の適格基準導入という代替措置を示しているところであり、これを踏まえて債主の拡大ができないか、検討し、回答されたい。	C	-	前回答のとおり、債主の範囲を経済的弱者である中小株式会社等に拡大した場合、懸念な業者がコミットメントライン(以下、「手数料」といふ)名目で合法的に高金利を徴求されるなど、コミットメントライン契約制度を運用されるおそれがある。仮に、手数料の上限利率を設定したとしても、融資限度枠を適度に設定し、実際に少なくとも貸付けしが行われないなどの方法によって、手数料名目で高金利を徴求することが可能であり、適用防止措置としては不十分である。貸主金融機関等の適格基準の導入については、いずれの金融機関等も一定の要件の下で貸主として全額の出付けを行うことが認められているものであり、これらの金融機関等の中でコミットメントライン契約の貸主となり得る者としていない者を合理的な基準を設けて差別することは困難である。したがって、前回答のとおり、特定融資特約に関する法律の債主の範囲の拡大については、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。					2075010	大阪府(27000)	コミットメントライン特区	コミットメントライン(特定融資特約)に関する規制緩和
030010	コミットメントライン債主法人要件の特例	C	-	特定融資特約に関する法律の債主の範囲の拡大については、以下の理由から特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。利息制限法及び出資法は経済的弱者保護の観点から利息(「みなし利息を含む」)の上限利率等を定めていること、本提案のように、その特例たる特定融資特約に関する法律の債主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和し、経済的弱者である中小株式会社等をその対象とすれば、中小株式会社等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料(以下単に「手数料」といふ)について、その上限利率による制限が及ばなくなる結果となり、懸念な業者が手数料名目で合法的に高金利を徴求されるなど生ずるおそれがある。このため、平成11年の立法及び13年の同法の改正により、コミットメントライン契約の活用と経済的弱者の保護という両要素の調和を図るものとして、現在のような特例措置となっていることにかんがみれば、債主の範囲の限定の撤廃又は大幅な緩和を行うことについては慎重な検討が必要である。特定融資特約に関する法律の適用対象の拡大を特区に限定して認めることとしても、金融の性格上区域外への資金移動が可能であることから、結局区域内外を問わず全国に対象の拡大を認めたと同様の結果を招くものと考えられる。出資法は、健全な金融秩序の保持という観点から上限利率に違反する利息の受領等を罰則の対象としていること、金融秩序に関する基本的な刑罰法規であり、したがって、その適用は全国的に平等にされるべきであること、特区において特定融資特約に関する法律の債主の範囲についての限定を撤廃又は大幅に緩和すれば、特区外では罰則の対象となる出資法上の上限金利を超える手数料の受領行為が特区内ではその対象とならないこととなり、全国的に平等であるべき基本的な刑罰法規の適用について、極めて不平等な結果を生じおそれがある。	提案者は、コミットメントラインの上限利率の設定、貸主金融機関等の適格基準導入という代替措置を示しているところであり、これを踏まえて債主の拡大ができないか、検討し、回答されたい。	C	-	前回答のとおり、債主の範囲を経済的弱者である中小株式会社等に拡大した場合、懸念な業者がコミットメントライン(以下、「手数料」といふ)名目で合法的に高金利を徴求されるなど、コミットメントライン契約制度を運用されるおそれがある。仮に、手数料の上限利率を設定したとしても、融資限度枠を適度に設定し、実際に少なくとも貸付けしが行われないなどの方法によって、手数料名目で高金利を徴求することが可能であり、適用防止措置としては不十分である。貸主金融機関等の適格基準の導入については、いずれの金融機関等も一定の要件の下で貸主として全額の出付けを行うことが認められているものであり、これらの金融機関等の中でコミットメントライン契約の貸主となり得る者としていない者を合理的な基準を設けて差別することは困難である。したがって、前回答のとおり、特定融資特約に関する法律の債主の範囲の拡大については、特区において対応するのは相当ではなく、高金利による貸付けの問題に対する対策の効果等を慎重に見極めながら、全国的にその是非の検討を行うのが相当である。				2182010	株式会社三井住友銀行(50020)	コミットメントライン特区	コミットメントライン(特定融資特約)に関する規制緩和(法務省)	
030020	キャプティブ保険制度の創設	C	-	再保険キャプティブを制度化し、そこに再保険を出す一般の保険会社の責任準備金の積立の免除を認め、一方、再保険キャプティブに対する規制、監督を一般の保険会社に対するものよりも緩いものとする、との提案については、再保険の出元である一般の保険会社は、特定地域に止まらず保険契約の引受け等を行っており、再保険を受ける者が継続した場合の影響は、特定地域内に止まるものではなく、(広く国内金融制度一般に適用される)必要がある。また、監督、監理に適切な規制、監督を受けない一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立の免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当でないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要がある。	提案者によれば、「国内においてキャプティブ保険を制度化することは、国内において資本が蓄積され、我が国企業への再保険の再生に大きく寄与する」とのことであり、再保険キャプティブの制度化については、どのような点でも踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要がある、と認められていること、したがって、検討し、回答されたい。	C	-	再保険キャプティブの制度化等については、再保険を受ける者が破綻した場合の影響は、特定地域内に止まるものではなく、広く国内金融制度一般の問題として捉える必要があることと、また、監督等の適切な規制、監督を受けない一般の保険会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立の免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当でないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要がある、と認められていること、したがって、検討し、回答されたい。					2159010	名護市(47209)	金融テック/ロジック開発特区	キャプティブ保険制度の創設(金融庁)
030030	グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱いの際の届出の不要化及びETFにおける指数指定制度の廃止	C	D-1	外国投資信託については、監督上の必要性から、投資信託約款等の届出への届出が課されているところであり、これは投資者保護を図る上で必要最小限の規制である。これを不要化した場合に、我が国投資信託に対する信頼が低下するおそれがある。また、監督、監理に適切な規制、監督を受けない一般の投資信託会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立の免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当でないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要がある。	我が国に投資信託を募集し、当該投資信託において法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われていることが必要である。また、外国証券業者に関する法律第15～20条に規定されている営業報告書の提出義務や損失準備金の積み立て義務等の財務規制や自己資本比率に関する規制は、証券業者のリスク管理を含め、我が国における適正な業務を確保する上で必要最低限のものであり、これらの適用除外とすることは困難である。* 外国証券業者に関する法律第10条…営業報告書の提出、縦覧義務等第11条…債権対抗、利益計算書の提出義務第17条…証券取引責任準備金の積立義務第18条…損失準備金の積立義務第19条…資産の国内保有義務第20条…自己資本比率規制	C	-	外国投資信託については、監督上の必要性から、投資信託約款等の届出への届出が課されているところであり、これは投資者保護を図る上で必要最小限の規制である。これを不要化した場合に、我が国投資信託に対する信頼が低下するおそれがある。また、監督、監理に適切な規制、監督を受けない一般の投資信託会社が再保険を出した場合に責任準備金の積立の免除を認めることは、保険契約者等の保護の観点から、適当でないと考えられる。こうした点を踏まえれば、本提案には慎重に対応する必要がある、と認められていること、したがって、検討し、回答されたい。					2159020	名護市(47209)	金融テック/ロジック開発特区	グローバルETF(外国投資信託)の募集の取扱いの際の届出の不要化及びETFにおける指数指定制度の廃止
030040	外国証券業者の証券登録要件の特例	C	-	国内証券会社と海外取引所との仲介のみを行う場合であっても、取引の公正や投資者保護の観点から、我が国に支店を置いた登録を受けたい方で、当該支店において法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われていることが必要である。また、外国証券業者に関する法律第15～20条に規定されている営業報告書の提出義務や損失準備金の積み立て義務等の財務規制や自己資本比率に関する規制は、証券業者のリスク管理を含め、我が国における適正な業務を確保する上で必要最低限のものであり、これらの適用除外とすることは困難である。* 外国証券業者に関する法律第10条…営業報告書の提出、縦覧義務等第11条…債権対抗、利益計算書の提出義務第17条…証券取引責任準備金の積立義務第18条…損失準備金の積立義務第19条…資産の国内保有義務第20条…自己資本比率規制	我が国に支店を置いた登録を受けたい方で、当該支店において法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われていることが必要である。また、外国証券業者に関する法律第15～20条に規定されている営業報告書の提出義務や損失準備金の積み立て義務等の財務規制や自己資本比率に関する規制は、証券業者のリスク管理を含め、我が国における適正な業務を確保する上で必要最低限のものであり、これらの適用除外とすることは困難である。* 外国証券業者に関する法律第10条…営業報告書の提出、縦覧義務等第11条…債権対抗、利益計算書の提出義務第17条…証券取引責任準備金の積立義務第18条…損失準備金の積立義務第19条…資産の国内保有義務第20条…自己資本比率規制	C	-	我が国に支店を置いた登録を受けたい方で、当該支店において法定帳簿やリスク管理、電算システムの管理等が適切に行われていることが必要である。また、外国証券業者に関する法律第15～20条に規定されている営業報告書の提出義務や損失準備金の積み立て義務等の財務規制や自己資本比率に関する規制は、証券業者のリスク管理を含め、我が国における適正な業務を確保する上で必要最低限のものであり、これらの適用除外とすることは困難である。* 外国証券業者に関する法律第10条…営業報告書の提出、縦覧義務等第11条…債権対抗、利益計算書の提出義務第17条…証券取引責任準備金の積立義務第18条…損失準備金の積立義務第19条…資産の国内保有義務第20条…自己資本比率規制					2159030	名護市(47209)	金融テック/ロジック開発特区	流動性の高い市場創設のために当該市場に参加する外国証券業者に対して証券登録手続の簡素化の措置を講ずる。
030050	英文での情報開示及び書類の提出の容認	C	-	特区外での一般投資家への販売の容認を考えると、英語によるディスクロージャーについては全国的な対応が適当であり、平成16年度以降に全国的に実施する方向で検討を行う予定である。	貴庁回答によれば、平成16年度以降に全国的に実施する方向で検討を行う予定とのことであるが、実施時期を明確にすることが出来ないか、検討されたい。	C	-	英語によるディスクロージャーについては全国的に実施する方向で平成15年度中に検討を開始し、平成16年度中に結論を得る。				2159040	名護市(47209)	金融テック/ロジック開発特区	英文での情報開示及び書類の提出	
030060	公認会計士の労働者派遣の対象化	C	-	労働者派遣業者が公認会計士の労働者派遣事業を認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣公認会計士を通じて派遣先の監査証明業務を行うこととなり、公認会計士又は監査法人以外のものが報酬を得て監査証明業務を行うことを禁止した公認会計士法第41条の2に抵触するおそれがある。特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に監査法人と同様の機能を果たし得ることとなるが、このことは、社員を公認会計士のみに関する監査法人制度を潜脱し、同制度の監督を脱却し、同制度の監督を脱却するおそれがある。とあるが、労働者派遣業者による派遣される公認会計士の派遣先が監査法人である場合、サービスの受益者を公認会計士のみに限ることは、合理的な理由を認められない。以上に加え、一昨年の米国におけるエンロン社等の不正会計事件以降、公認会計士監査の充実、強化が世界的な流れとなっている現状から判断すれば、公認会計士を労働者派遣の対象とすることは適当でない。	貴庁の回答では、「労働者派遣業者が実質的に監査法人と同様の機能を果たし得ることとなるが、このことは、社員を公認会計士のみに関する監査法人制度を潜脱し、同制度の監督を脱却し、同制度の監督を脱却するおそれがある。とあるが、労働者派遣業者による派遣される公認会計士の派遣先が監査法人である場合、サービスの受益者を公認会計士のみに限ることは、合理的な理由を認められない。以上に加え、一昨年の米国におけるエンロン社等の不正会計事件以降、公認会計士監査の充実、強化が世界的な流れとなっている現状から判断すれば、公認会計士を労働者派遣の対象とすることは適当でない。」とあり、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	監査法人制度は、特に高い監査の質を確保するために監査法人という組織形態を通じて、監査法人の社員全員が無限連帯の責任を負いつつ組織的監督を行う制度となっている。従って、派遣先の指揮命令権に属する派遣公認会計士を認めることは、労働者の監査法人で責任の所在が不明確になるなど、派遣先の監査法人における組織的監督に支障を生じかねないこと、また、派遣先が監査法人である場合、サービスの受益者を公認会計士のみに限ることは、合理的な理由を認められない。以上に加え、一昨年の米国におけるエンロン社等の不正会計事件以降、公認会計士監査の充実、強化が世界的な流れとなっている現状から判断すれば、公認会計士を労働者派遣の対象とすることは適当でない。					2236020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土業派遣特区	労働者派遣についての定義に労働者派遣業者に関する規定を設けること、労働者派遣業者が派遣先企業から公認会計士を派遣して監査証明業務を行うこととなる。派遣業者として派遣される公認会計士の独立性を確保することはできないこととなる。また、底に派遣先企業が監査法人の場合であっても、監査法人自体の監査証明業務を行う上での独立性を確保することはできないこととなる。以上のとおり、公認会計士を労働者派遣業者の対象とすることは、独立性の確保の観点から問題が生じ得るものと考えられ、これを認めることは適切ではないと判断される。

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.措置の分類の見直し	13.措置の内容の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	16.措置の分類の見直し	17.措置の内容の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
030060	公認会計士の労働者派遣の対象化	C	-	<p>「労働者派遣業者に公認会計士の労働派遣事業を認めると、実質的に労働者派遣業者が派遣公認会計士を通じて派遣先の監査証明業務を行うこととなり、公認会計士又は監査法人以外のものが報酬を得て監査証明業務を行うことを禁止した公認会計士法第47条の2に抵触するおそれがある。</p> <p>特に、これを認めると、労働者派遣業者が実質的に監査法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を公認会計士のみに限っている監査法人制度を著脱し、同制度の意義を没却するおそれがある。</p> <p>また、このような公認会計士法第47条の2について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、監査証明は「公表」が前提となっている以上、特定地域内に限定される類のものではないこと、監査対象となる法人の本社や支社、あるいは子会社等のすべてが特定の地域内に存在するということとは想定しがたいことなどからして、場所的な限定は意味を持たないから、適当ではない。</p> <p>[注]非監査証明業務(コンサルティング業務等)のみを行う場合には、現行法でも公認会計士の資格を有する者を派遣労働の対象とすることが可能。</p>	<p>貴庁の回答では、「労働者派遣業者が実質的に監査法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を公認会計士のみに限っている監査法人制度を著脱し、同制度の意義を没却するおそれがある」とあるが、労働者派遣業者によって派遣される公認会計士の派遣先が監査法人である場合、サービスの受益者の立場からすれば、社員を公認会計士のみに限っている監査法人となら変わることはなく、問題ないのではないか、この点を踏まえ、再度検討し、回答された。</p>	C	-	<p>監査法人制度は、特に高い監査の質を確保するために監査法人という組織形態を通じて、監査法人の社員全員が無制限連帯責任を負いつつ組織的監査を行う制度となっている。従って、派遣元の指揮命令権に及ぼす派遣公認会計士を認めることは、派遣先の監査法人で責任の所在が不明確になるなど、派遣先・監査法人における組織的監査に支障を生じかねないことから、抵触しない場合もあるものと理解できるところから、抵触しない場合について明確にできないか。</p> <p>貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあることであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に善い(指導・監督権限が資格の対象となつてい)る業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に照って法的に担保することが考えられないか、特に、派遣先でメインハウスの業務を行う場合、派遣先が監査法人の場合の両方について検討された。</p>	C	-	<p>公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うことについては、公認会計士が行う監査証明業務の公正性・信頼性を確保する上での「独立性」に問題が生じると考えられ、これを認めることは適切ではないと書わざるを得ない。</p> <p>公認会計士が行う監査証明業務については、一般投資者、債権者等の保護等の観点から、独立した立場において行われることにより、公正性・信頼性を確保することが不可欠である。</p> <p>このことは、先の通常国会で法改正が行われた公認会計士法第一条の使命の規定において新しく明確化されたところである。(なお、同条の規定は監査法人についても準用されている。)</p> <p>独立性については、通常、監査対象会社との関係で身分的・経済的な利害関係を有してはならないこととして位置づけられており、公認会計士法は一定の場合に監査証明業務を行うことを禁止するとともに、日本公認会計士協会による会則及び倫理規程のもとでの厳格な対応が図られている。</p> <p>エ/ロ/ル要件等を考慮として、国際的にも独立性の確保は課題として取り上げられており、国際会計士連盟(IFAC)はその「倫理規程」において「自己利益、自己レビュー、報酬、馴れ合い及び威嚇の脅威」によって独立性は潜在的な影響を受けるとした上で、「精神の独立性」及び「外観の独立性」のいずれをも確保すべきものとして位置づけている。現在、さらに、国際会計士連盟の倫理規程は強化の方向で改訂作業が行われているところである。</p> <p>このような国際的な動向の中で、我が国における独立性の確保については、監査対象会社との関係はもとより、国際的にも制度上の誤解を招くことがないように配慮しつつ、資本市場の公正性・信頼性の向上に努めることが必要である。</p> <p>なお、他の専門資格士においても、倫理性は重要な課題ではあるが、基本的に、業務の対象者と受益者は同一であり、その利益になるように業務を行うことが期待されているのに対して、公認会計士については、受益者である一般投資者、債権者等の保護を図るとの観点から独立性の確保が倫理上の義務としても位置づけられているものである。</p> <p>仮に公認会計士を労働者派遣業の対象とすることにより、派遣事業者が派遣先企業に公認会計士を派遣して監査証明業務を行うこととなると、派遣事業者という特定の者と雇用関係、報酬の受領の利害関係を前提とすることとなり、当該公認会計士の独立性を確保することはできないこととなる。</p> <p>また、仮に派遣先企業が監査法人の場合であっても、監査法人自体の監査証明業務を行う上での独立性を確保することはできないこととなる。</p> <p>以上のとおり、公認会計士を労働者派遣業の対象とすることは、独立性の確保の観点から問題が生じると考えられ、これを認めることは適切ではないと書わざるを得ない。</p>	2236030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土庫派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除	
030070	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化	D-1	-	<p>「資産の流動化に関する法律第163条第2項により、特定目的信託の信託財産の取得については信託法第4条の適用がない旨規定されており、信託法上の信託可能な財産についての金融審議会での議論に関わらず、現行法制度上可能である。</p> <p>知的財産権を信託法第4条上信託可能な財産とすべきか否かについては、現在金融審議会において、信託取引の全般的なルールについて検討が行われたところである。なお、証券取引法上の「有価証券」とすることについては、知的財産権が信託可能な財産とされた上で、当該信託受益権の流通の状況、経済的性質等を勘案し、有価証券の指定が公益または投資者保護のため必要かつ適当と認められることが必要である。</p>									2242110	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	知的財産権を信託した場合の信託受益権の有価証券化